

# 久里第 1 浄水場再構築事業 事業者選定基準

令和 7 年 4 月  
唐津市上下水道局

## 目次

1	本書の位置づけ .....	1
2	事業者の選定方法 .....	1
3	事業者選定の手順 .....	2
4	各審査の内容 .....	3
(1)	参加資格審査 .....	3
(2)	技術対話 .....	3
(3)	提案書類の審査 .....	3
(4)	最優秀提案者の選定 .....	4
(5)	事業者の選定 .....	4
5	総合評価点の内容 .....	5
(1)	配点方針 .....	5
(2)	技術評価点の算出 .....	5
(3)	価格評価点の算出 .....	7
(4)	総合評価点の算出 .....	7

## 1 本書の位置づけ

本事業者選定基準は、唐津市上下水道局(以下、「本市」という。)が設計・施工一括発注(DB)方式により発注する「久里第1浄水場再構築事業」(以下、「本事業」という。)を実施する民間事業者(以下、「事業者」という。)の選定を行うための基準を定めたものであり、応募希望者を対象に交付する募集要項等と一体のものである。

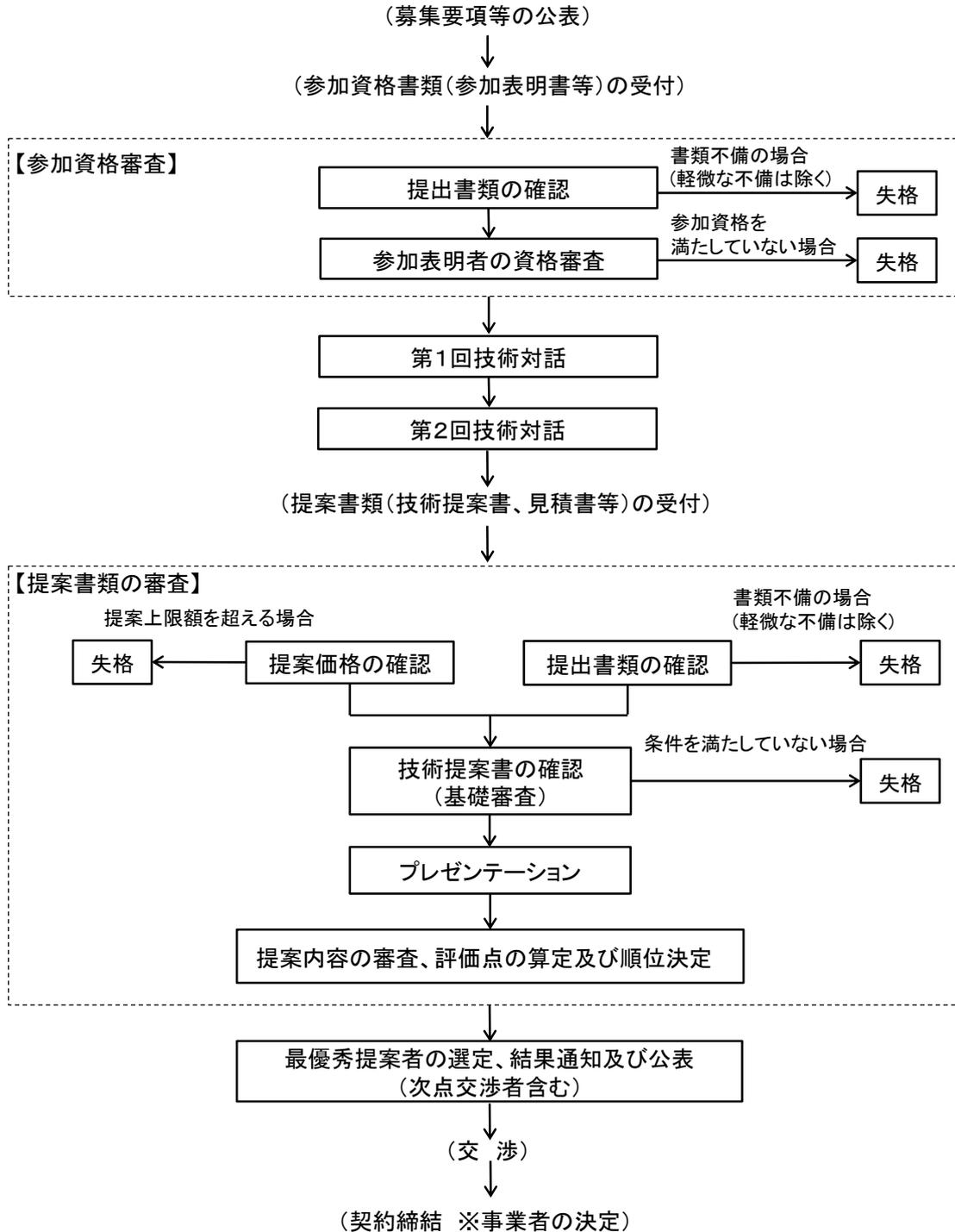
## 2 事業者の選定方法

本事業では、事業者による効率的・効果的なサービスの提供を実現するため、事業者の選定にあたっては事業者の有するノウハウや創意工夫を総合的に評価することが求められる。そのため、事業者の選定方法は、提案価格と施設整備に関する技術提案内容を総合的に評価する公募型プロポーザル方式で実施するものとする。

優秀提案選定のための審査は、公平性を確保するとともに、客観的な評価等を行うために設置している「久里第1浄水場再構築事業に係る事業者選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において行う。

### 3 事業者選定の手順

本事業における事業者選定の手順は、次のとおりである。



※軽微な不備: 誤字、脱字、提案内容に影響のない修正

図1 事業者選定のフロー

## 4 各審査の内容

### (1) 参加資格審査

参加資格審査では、応募者から提出された参加表明書に基づき、応募者が参加資格要件を満たしているかを確認する。参加資格要件を満たしていない場合、当該応募者は失格とする。

#### ア 提出書類の確認

本市は、応募者から提出された参加資格確認申請書及びその添付書類について、募集要項にて求めた提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備がある場合は失格とする。ただし、軽微なものについてはこの限りではないこととし、追加の提出を求める場合がある。

#### イ 参加資格保有の確認

本市は、応募者が募集要項で規定する本事業を実施するために必要な資格を有していることを確認する。参加資格を確認できない場合は失格とする。

### (2) 技術対話

本事業に対する本市の求める要求事項等について、応募者の理解度を測り、それを深めることで、本市の意図する技術提案を得ることを目的として、本市と応募者の間で技術対話を実施する。技術対話は、応募者が参加資格要件を満たすことが確認された後、提案書類を提出するまでの間に、2回まで実施を希望することが出来ることとし、技術提案書作成時の不明点等について質疑応答を行う。

### (3) 提案書類の審査

提案書類の審査では、提出書類と提案価格を確認した後、基礎審査及び提案内容の審査を行う。基礎審査において、応募者の提案内容が要求水準を満たしていない場合、提案価格の算出根拠が不明瞭な場合及び各提出資料と整合が図られていない場合において、当該応募者は失格とする。

#### ア 提出書類の確認

本市は、応募者に求めた提出書類が全て揃っていることを確認する。書類不備がある場合は失格とする。ただし、軽微なものについてはこの限りではないこととし、追加提出を求める場合がある。

#### イ 提案価格の確認

本市は、応募者が提出する提案価格書に記載された提案価格が、提案上限額以下であることを確認する。提案上限額を超える場合は失格とする。

## ウ 基礎審査

本市は、提案価格が提案上限額以下である応募者を対象として、提案書類について以下を確認する。これらの条件を満たしていない場合は失格とする。

### (ア) 要求水準達成の確認

提案内容が要求水準書に定められた要求水準を満たしていること。

### (イ) 提案価格の算出根拠の確認

提案価格の算出根拠が明示され、各提出書類と整合が図られていること。

## エ プレゼンテーション

提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のため、応募者によるプレゼンテーションを実施し、選定委員会によるヒアリングを行う。

## オ 提案内容の審査

選定委員会は、提案書に記載された提案内容を審査し、技術提案内容を得点化した「技術評価点」と提案価格を得点化した「価格評価点」を算出する。なお、提案内容の審査は応募者によるプレゼンテーションを含めて評価する。

## カ 総合評価点の算定

技術提案内容を得点化した「技術評価点」と提案価格を得点化した「価格評価点」を合計し、「総合評価点」を算出する。

### (4) 最優秀提案者の選定

選定委員会は、総合評価点が最も高い提案を行った応募者を、最優秀提案者として選定する。  
なお、総合評価点が最も高いものが2者以上あるときは、価格評価点が最も高い(提案価格が最も低い)ものを最優秀提案者として選定する。提案価格が同額の場合は、選定委員会委員による投票を行い、最多得票者を最優秀提案者として選定する。  
また、参加者が1者の場合には、提案内容の妥当性を評価し、優先交渉権者の決定を行う。

### (5) 事業者の選定

本市は、選定委員会の審査結果を基に事業者(優先交渉権者)を選定する。  
交渉の結果、その他の理由等により、優先交渉権者と事業契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点交渉権者(優先交渉権者の次点となる応募者)と事業契約の締結に向けた交渉を行うものとする。なお、次点交渉権者以降の交渉順は、選定結果の上位順に行うものとする。

## 5 総合評価点の内容

### (1) 配点方針

技術評価点と価格評価点の配点割合は、7:3 とする。

点数は、技術評価点 700 点、価格評価点 300 点とする。これらを足し合わせた総合評価点は 1,000 点となる。

### (2) 技術評価点の算出

技術評価点は 700 点満点とし、別紙に示す評価項目ごとの配点に対する係数を乗じて算出し、その合計を技術評価点とする。算出結果は、小項目毎に小数点第二位を四捨五入する。

#### ア 評価項目及び配点

技術評価点の算出において、技術提案内容の評価項目及び配点は、表 2 のとおりとする。

#### イ 得点化方法

表 2「技術提案内容の審査項目と配点」に示す評価項目ごとに評価を行い、表 1「技術提案内容の審査項目の得点化方法」に示す 4 段階評価による得点化方法により得点を付与する。1 項目でも D 評価となった場合は、要求水準事項を満たしていないと判断し、失格とする。ただし、評価項目 1-2.③、1-2.④、1-3.①の一部はこの限りではなく、詳細は別紙 1 に記載する。

表 1 技術提案内容の審査項目の得点化方法

評価区分	評価基準	得点化方法
A	優れた提案を含んでいる	配点×1.00
B	要求水準を超える提案がある	配点×0.75
C	要求水準どおりである	配点×0.50
D	要求水準を満たしていない	配点×0.00

技術評価点の算出方法は以下のとおりとする。

- ① 小項目ごとに選定委員全員の評価点数を平均し、小数点第二位を四捨五入したものを当該小項目の得点とする。
- ② 全ての小項目(小項目がないものは中項目)の得点を合計したものを技術評価点とする。
- ③ 表 2「評価項目 1-2. 実施計画に対する提案」の一部及び「評価項目 1-3.地域貢献に対する提案」については、定量的に評価する。

#### ウ 最低技術評価点

技術評価点の最低点は、350 点(700 点×0.50)とし、350 点未満は、優先交渉権者(次点以下も含む)として選定しないものとする。

表 2 技術提案内容の審査項目と配点

評価項目（大項目／中項目）	評価項目（小項目）	評価の視点 以下に示す評価の視点は主な例であり、これ以外でも良い提案があれば評価する。	配点	
			大項目	中項目
<b>1. 事業全体に関する事項</b>				
1-1. 事業コンセプトへの対応	①自然災害に強い浄水場	自然災害に対する強靱性を確保し、多系統化など浄水場機能の停止を防ぐためのリスク対策を講ずること。加えて、地震や洪水等の想定外の自然災害が発生した場合においても、被害を最小限に抑え、迅速な復旧を可能とする施設整備に対する提案を評価する。	70	
	②維持管理が容易な浄水場	日常的な運転及び維持管理が容易であり、浄水量や原水水質の変動に対しても柔軟に対応可能なこと。加えて、設備配置等の設計段階において維持管理の負担を省力化し、将来的な施設更新を考慮した浄水場を実現する提案を評価する。		
	③エネルギー効率の高い浄水場	ライフサイクルコスト（LCC）を考慮し、ポンプ制御方法の最適化、高効率モーターの導入及びICT技術の活用等を通じてエネルギー消費量の削減を図り、エネルギー効率に優れた浄水場を実現する提案を評価する。		
1-2. 実施計画に対する提案	①業務実施体制	構成企業の配置人員、実績、連絡体制、セルフモニタリング方法、長期にわたる事業実施の安定性についての提案内容と具体性を評価する。	260	120
	②管理技術者の配置（設計業務）	配置を予定する管理技術者の詳細設計業務実績について評価する。（定量的評価） ※評価方法については、表3に記載のとおり。		
	③監理技術者の配置（建設工事 土木・建築）	配置を予定する監理技術者の工事実績について評価する。（定量的評価） ※評価方法については、表3に記載のとおり。		
	④監理技術者の配置（建設工事 機械・電気）	配置を予定する監理技術者の施工監理実績及び工事実績について評価する。（定量的評価） ※評価方法については、表3に記載のとおり。		
	⑤事業計画（スケジュール）	設計・施工計画（スケジュール）、工事等進捗の遅れ発生時の対応策等の提案内容と具体性を評価する。		
1-3. 地域貢献に対する提案	①地域経済への貢献	地元企業における参画企業数（構成企業・協力企業）及び請負金額等について評価する。（定量的評価）※評価方法については、表3に記載のとおり。	70	
<b>2. 調査・設計に関する事項</b>				
2-1. 調査業務に関する提案	①事前調査	提案する設計、建設業務に必要な調査業務の実施項目や対象範囲及び方法を評価する。	10	
2-2. 施設設計（土木、建築、機械）に関する提案	①浄水処理計画	原水水質や水量の変動に対して、浄水水質要求水準を安定して満足できる整備内容（規模・能力、信頼性）となっているか、既存の排水処理施設を含む運用などの提案内容と具体性を評価する。また、水収支に対する考え方や妥当性を評価する。	210	130
	②薬品注入設備計画	原水水質の変動及び消毒副生成物対策等への考え方（薬品の種類、制御範囲、制御方法等）について、提案内容と具体性を評価する。		
	③送水計画	配水池への安定した送水（取水制限、停止）に関する提案内容の具体性及び妥当性並びに優れた提案を評価する。		
	④全体配置計画	施設、設備、配管等の配置と設置高の考え方について、各施設の適切運転や維持管理性などを考慮し、提案内容の具体性（実現性）、合理性、及び見学者対応等を評価する。		
	⑤景観及び外構計画	建築基準等の規制対応を前提とした周辺環境に配慮した外観（景観性）、メンテナンス性及び場内全域の外構整備の提案内容について評価する。		
2-3. 電気設備設計に関する提案	①中央監視制御設備	場内、場外施設の運転監視・操作性、システムの信頼性等の維持管理性の向上、工事期間中における既設施設の運転に影響を与えない切替方法に関する提案内容の具体性及び妥当性を評価する。	70	
	②受変電・電力設備	設備容量、信頼性及び保守性、省エネルギー性、機器配置に関する提案内容の具体性及び妥当性並びに優れた提案を評価する。		
	③設備停止リスクの低減	広域災害や設備故障等、設備停止リスクの低減について提案内容と具体性を評価する。		
<b>3. 施工に関する事項</b>				
3-1. 品質確保に関する提案	①品質確保・長寿命化	土木・建築・機械・電気の各工事における品質確保・長寿命化の提案内容と具体性を評価する。	40	
3-2. 安全性確保に関する提案	①事故防止	本工事施工中における想定される事故に対する安全性の確保方法（対策、安全管理体制、職種間の調整等）について提案内容と具体性を評価する。	120	60
	②水処理の安全性（切替時）	全ての施設（土木、建築、機械、電気計装設備）を対象として、浄水場全体の試運転による性能確認作業と既存施設からの切替えに関する提案内容と具体性を評価する。		
3-3. 周辺への配慮に関する提案	①周辺住民への配慮	工事期間中における、周辺住民への配慮に関する提案内容と具体性を評価する。	20	
<b>4. 運転維持管理に関する事項</b>				
4-1. 運転管理に関する提案	①運転管理	浄水量・原水水質の変動に対して容易に運転管理できる提案内容と具体性、施設引渡し前後の教育訓練等の運転管理の安定性確保、設計条件を逸脱した場合の対応に対する提案を評価する	30	
4-2. 保守点検・修繕計画に関する提案	①保守点検、修繕計画	日常及び定期点検・保守点検等、計画的修繕計画、故障等発生時における対応等について、提案内容と具体性を評価する。	110	60
	②メンテナンスコスト	将来のメンテナンスコスト（修繕費等）の妥当性について評価する。		
4-3. 緊急時対応に関する提案	①災害への対応	災害時の対応に関する提案内容と具体性を評価する。	20	
技術評価点 合計			700	

※「評価項目 1-2」の一部及び「評価項目 1-3」については、定量的に評価する。

### (3) 価格評価点の算出

価格評価点は300点満点とし、価格評価点は、次の算出式により算出する。ここで、最低制限価格は、募集要項5.(4)イで定める価格(税抜き)をいう。

なお、価格評価点は、小数点第二位を四捨五入して求める。

$$\text{価格評価点(300点満点)} = \text{配点(300点)} \times (\text{最低制限価格} \div \text{当該提案価格})$$

<価格評価点の算出例>

項目	A社	B社
提案価格	110億円	100億円
価格評価点	$300 \text{点} \times 79.2288 \text{億円} / 110 \text{億円}$ =216.1点	$300 \text{点} \times 79.2288 \text{億円} / 100 \text{億円}$ =237.7点

### (4) 総合評価点の算出

各応募者の技術評価点と価格評価点の合計点数を「総合評価点」として算出する。総合評価点は、以下の算定式により算出する。

$$\text{総合評価点(1,000点満点)} = \text{技術評価点(700点満点)} + \text{価格評価点(300点満点)}$$

## プロポーザル審査基準(定量評価)について

### 1-2 実施計画に対する提案

#### ② 管理技術者の配置(設計業務)

配置を予定する管理技術者の詳細設計業務実績について評価する。

評価区分	得点化方法	浄水場の詳細設計実績
A 評価	配点×1.00	3,000 m <sup>3</sup> /日以上の実績が2件以上ある。
B 評価	配点×0.75	10,000 m <sup>3</sup> /日以上の実績が1件ある。
C 評価	配点×0.50	3,000 m <sup>3</sup> /日以上 10,000 m <sup>3</sup> /日未満の実績が1件ある。
D 評価	配点×0.00	3,000 m <sup>3</sup> /日以上の実績がない。

【要求水準】管理技術者は、平成22年4月1日以降に、国内において、公称能力3,000 m<sup>3</sup>/日以上  
の浄水能力を有する浄水場(凝集沈殿及び急速ろ過池を含む)の詳細設計業務実績を有すること。

- ・ 実績は、「管理技術者」としてだけでなく、「技術者」としてテクリス等で確認できれば可とする。
- ・ 2件目以上の実績については、「過去に実施した業務実績(期間は設定しない)」に加え、「現在進行中の業務(令和7年度完了予定)」も対象とする。

#### ③ 監理技術者の配置(建設工事 土木・建築)

配置を予定する監理技術者の工事成績について評価する。

評価区分	得点化方法	工事成績
A 評価	配点×1.00	過去3年間の工事成績評定の平均点が80点以上である。
B 評価	配点×0.75	過去3年間の工事成績評定の平均点が75点以上、80点未満である。
C 評価	配点×0.50	過去3年間の工事成績評定の平均点が70点以上、75点未満である。
D 評価	配点×0.00	過去3年間の工事成績評定の平均点が70点未満である。

※D評価であっても要求水準未達ではなく、失格とはならない。A評価は優れている、B評価は平均以上である、C評価は平均的である、D評価は平均未満であることを示す。

- ・ 工事成績は、「監理技術者」として工事を実施したものとする。
- ・ 対象の工事は、土木一式工事が請負額4,500万円以上、建築一式工事が請負額7,000万円以上とする。
- ・ 過去3年間とは、令和4年度～令和6年度までの期間とする。
- ・ 平均点の算出は、請負額が高額なものから3件分迄を用いて計算する。
- ・ 土木と建築それぞれに監理技術者を置く場合は、事業費内訳按分率を用いての評価とする。

土木と建築の事業費内訳按分率は、土木 75%・建築 25%とする。

#### ④ 監理技術者の配置(建設工事 機械・電気)

配置を予定する監理技術者の施工監理実績及び工事成績について評価する。

評価区分	得点化方法	浄水場の施工監理実績	工事成績
A 評価	配点×1.00	3,000 m <sup>3</sup> /日以上の実績が 2 件以上ある。	過去 3 年間の工事成績評定の平均点が 80 点以上である。
B 評価	配点×0.75	10,000 m <sup>3</sup> /日以上の実績が 1 件ある。	過去 3 年間の工事成績評定の平均点が 75 点以上、80 点未満である。
C 評価	配点×0.50	3,000 m <sup>3</sup> /日以上 10,000 m <sup>3</sup> /日未満の実績が 1 件ある。	過去 3 年間の工事成績評定の平均点が 70 点以上、75 点未満である。
D 評価	配点×0.00	3,000 m <sup>3</sup> /日以上の実績がない。	過去 3 年間の工事成績評定の平均点が 70 点未満である。

※D 評価であっても要求水準未達ではなく、失格とはならない。A 評価は優れている、B 評価は平均以上である、C 評価は平均的である、D 評価は平均未満であることを示す。

- ・ 実績は、「監理技術者」としてだけではなく、「主任技術者」も含むこととし、コリンズ等で確認できれば可とする。
- ・ 2 件目以上の実績については、「過去に実施した実績(期間は設定しない)」に加え、「現在進行中の業務(令和 7 年度完了予定)」も対象とする。
- ・ 工事成績は、「監理技術者」としてのものとする。
- ・ 工事成績の対象は、請負額 4,500 万円以上の工事とする。
- ・ 過去 3 年間とは、令和 4 年度～令和 6 年度とする。
- ・ 平均点の算出は、請負額が高額なものから 3 件分迄を用いて計算する。
- ・ 機械と電気それぞれに監理技術者を置く場合は、事業費内訳按分率を用いての評価とする。  
機械と電気の事業費内訳按分率は、機械 50%・電気 50%とする。
- ・ 項目内の配点配分は、実績 70%・工事成績 30%とする。

### 1-3 地域貢献に対する提案

#### ① 地域経済への貢献

地元企業における参画企業数(構成企業・協力企業)及び請負金額等について評価する。

評価区分	得点化方法	参画企業数 (構成企業)	参画企業数 (協力企業)	予定請負額
A 評価	配点×1.00	構成企業として地元企業が3社以上	協力企業として市内企業が6社以上	地元企業及び市内企業の請負額の計が、提案価格の60%以上
B 評価	配点×0.75	構成企業として地元企業が2社	協力企業として市内企業が4社以上	地元企業及び市内企業の請負額の計が、提案価格の50%以上
C 評価	配点×0.50	構成企業として地元企業が1社	協力企業として市内企業が2社以上	地元企業及び市内企業の請負額の計が、提案価格の40%以上
D 評価	配点×0.00	構成企業として地元企業が0社	協力企業として市内企業が2社未満	地元企業及び市内企業の請負額の計が、提案価格の40%未満

※参画企業数(構成企業)が0社の場合のみ、参加資格要件未達となるため失格とする。その他項目は、D評価であっても要求水準未達ではなく、失格とはならない。

- ・ 協力企業については、「関心表明書」の提出により参画企業数を確認することとする。
- ・ 予定請負額には、請負額のほか、市内業者から調達する資機材等の額を含むものとする。
- ・ 予定請負額については、提案書の提出時において、地元企業等への予定請負額の算出が難しいことも考えられるため、概算(割合として提案金額の5%程度の精度)でよいものとするが、事業実施後に乖離(割合として提案金額の10%以上、地元企業等の請負額が少ない場合)が認められた場合は、モニタリングにおいて改善指摘の対象とする。
- ・ 項目内の配点配分(参画企業数2項目、予定請負額)は、構成企業40%・協力企業30%・予定請負額30%とする。
- ・ なお、構成企業に含める地元企業とは、令和7年度唐津市建設工事等入札参加資格者名簿(建設工事)において、住所区分が市内本店、市内支店又は市内営業所としての登録がある者である。